

## 公立大学法人滋賀県立大学大学院副専攻規程

平成 23 年 1 月 5 日

公立大学法人滋賀県立大学規程第 139 号

### (趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 19 条の 3 第 2 項の規定に基づき、副専攻に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (副専攻名)

第 2 条 副専攻は、滋賀県立大学大学院全研究科共通とし、滋賀県立大学全学共通教育推進機構が設置する。

- 2 大学院全研究科共通の副専攻は、学座と称する。
- 3 副専攻の課程、副専攻名および運営機関は別表 1 のとおりとする。
- 4 各副専攻の運営に関し、必要な事項は別に定める。

### (授業科目等)

第 3 条 副専攻に係る授業科目の種類および修得しなければならない単位数は別表 2 のとおりとする。

### (履修の申請)

第 4 条 副専攻を履修しようとする学生は、所定の申請期間中に副専攻履修申請を運営機関の長（以下「機関長」という。）に申し出なければならない。

- 2 機関長は、前項による申し出があった場合は、必要に応じて選考を実施し、その履修申請に対する承認の可否を決定するものとする。
- 3 前項の規定により履修の承認が得られた学生は、公立大学法人滋賀県立大学大学院履修規程に基づき、履修登録を行うものとする。

### (主専攻の修了要件単位への算入)

第 5 条 副専攻を履修し修得した単位は、主たる専攻に係る修了の要件となる単位数に含めることができる。

- 2 各専攻の修了の要件となる単位数に含めることができる授業科目および単位数は別表 3 のとおりとする。

### (履修の辞退)

第 6 条 副専攻の履修の意思がなくなった学生は、速やかに副専攻履修辞退届により機関長に届け出なければならない。

### (修了の認定)

第7条 副専攻の修了認定は、運営機関に置くその運営を審議する会議の議を経て学長が行う。

2 前項にかかわらず、主たる専攻の修了要件を満たしていない学生は認定の対象とはならない。

(認定証書の授与)

第8条 学長は、副専攻を修了したと認定された学生に対し、副専攻を修了したことを証明する認定証書を授与する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、副専攻の履修に関し必要な事項は、学長が別に定める。

付 則

1 この規程は、平成23年1月5日から施行し、平成23年4月1日以後に入学した者について適用する。

2 前項の規定にかかわらず、平成23年4月1日以後に編入学し、転入学し、または再入学した者で、平成23年4月1日前に入学した者と同一の年次に属する者には適用しない。

付 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 改正後の別表2および別表3の規定は、平成24年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、平成24年4月1日以後に編入学し、転入学し、または再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。

付 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 改正後の別表2の規定は、平成25年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、平成25年4月1日以後に編入学し、転入学し、または再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。

付 則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の別表2の規定は、平成26年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、平成26年4月1日以後に編入学し、転入学し、または再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。

付 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表2の規定は、平成27年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成27年4月1日以後に編入学し、転入学し、または再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。

付 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表2および別表3の規定は、平成29年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成29年4月1日以後に編入学し、転入学し、または再入学した者が履修すべき授業科目の種類および単位数については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。

別表1

課程	副専攻名	運営機関
博士前期課程、修士課程	近江環人地域再生学座	地域共生センター

別表 2

副専攻名	近江環人地域再生学座			
科目区分	授業科目等	単位	備考	
必修科目	地域デザイン特論A	1	いずれかを選択	
	地域デザイン特論B			
	地域マネジメント特論A	1	いずれかを選択	
	地域マネジメント特論B			
	成熟社会デザイン特論	2		
	地域再生学特論	1		
	地域イノベーション特論	1		
	サステイナブルデザイン特論	2		
	コミュニティ・プロジェクトⅠ	1		
	コミュニティ・プロジェクトⅡ	1		
	実践現場体感特別講義Ⅰ	1		
	実践現場体感特別講義Ⅱ	1		
選択科目 (学座専門科目)	地域再生システム特論	2		学座専門科目、 主専攻科目いづ れかから2単位 以上修得するこ と
選択科目 (主専攻科目)	生物圏環境論	2		
	生態系保全特別講義	2		
	持続的生物生産論	2		
	環境造形特論	2		
	ランドスケープデザイン特論	2		
	環境設計特論	2		
	居住環境工学	2		
	参加型計画運営論	2		
	環境政策形成過程論	2		
	天然高分子材料	2		
	バイオマスエネルギー変換論	2		
	荷電粒子ビーム工学	2		
	日本生活文化論	2		
	環琵琶湖地域論A	2		
	環琵琶湖地域論B	2		
	地域産業論A	2		
	地域産業論B	2		
	環琵琶湖保存修景計画論A	2		
	環琵琶湖保存修景計画論B	2		
	住環境デザイン特論B	2		
住環境デザイン特論C	2			
道具デザイン特論A	2			
道具デザイン特論B	2			
社会学特講A	2			
社会学特講B	2			
公衆衛生看護学特論	2			

注) 「地域デザイン特論B」は「地域デザイン特論A」のweb講義+スクーリング版  
「地域マネジメント特論B」は「地域マネジメント特論A」のweb講義+スクーリング版

別表 3

副専攻名	近江環人地域再生学座					
研究科名	専攻名	主たる専攻の修了認定に含めることができる学座授業科目	単位	備考		
環境科学研究科	環境動態学専攻	地域デザイン特論A	1	修了認定に含めることができる単位数は、6単位までとする。		
		地域デザイン特論B				
		地域マネジメント特論A	1			
		地域マネジメント特論B				
		成熟社会デザイン特論	2			
		地域再生学特論	1			
		地域イノベーション特論	1			
		サステイナブルデザイン特論	2			
		地域再生システム特論	2			
	環境計画学専攻	地域デザイン特論A	1		修了認定に含めることができる単位数は、10単位までとする。	
		地域デザイン特論B				
		地域マネジメント特論A	1			
		地域マネジメント特論B				
		成熟社会デザイン特論	2			
		地域再生学特論	1			
		地域イノベーション特論	1			
		サステイナブルデザイン特論	2			
		地域再生システム特論	2			
工学研究科	材料科学専攻	地域デザイン特論A	1	修了認定に含めることができる単位数は8単位までとする。		
		地域デザイン特論B				
		地域マネジメント特論A	1			
		地域マネジメント特論B				
		成熟社会デザイン特論	2			
		地域再生学特論	1			
		地域イノベーション特論	1			
		サステイナブルデザイン特論	2			
		地域再生システム特論	2			
	機械システム工学専攻	地域デザイン特論A	1		修了認定に含めることができる単位数は8単位までとする。	
		地域デザイン特論B				
		地域マネジメント特論A	1			
		地域マネジメント特論B				
		成熟社会デザイン特論	2			
		地域再生学特論	1			
		地域イノベーション特論	1			
		サステイナブルデザイン特論	2			
		地域再生システム特論	2			
	電子システム工学専攻	地域デザイン特論A	1			修了認定に含めることができる単位数は8単位までとする。
		地域デザイン特論B				
		地域マネジメント特論A	1			
		地域マネジメント特論B				
		成熟社会デザイン特論	2			
		地域再生学特論	1			
地域イノベーション特論		1				
サステイナブルデザイン特論		2				
地域再生システム特論		2				
人間文化科学研究科	地域文化学専攻	地域デザイン特論A	1	修了認定に含めることができる単位数は8単位までとする。		
		地域デザイン特論B				
		地域マネジメント特論A	1			
		地域マネジメント特論B				
		成熟社会デザイン特論	2			
		地域再生学特論	1			
		地域イノベーション特論	1			
		サステイナブルデザイン特論	2			
		地域再生システム特論	2			
	生活文化学専攻	地域デザイン特論A	1		修了認定に含める	
		地域デザイン特論B				
		地域マネジメント特論A	1			

	(生活デザイン部門 および人間関係部門 に限る。)	地域マネジメント特論B	1	修了認定に含める ことができる単位 数は8単位までと する。	
		成熟社会デザイン特論	2		
		地域再生学特論	1		
		地域イノベーション特論	1		
		サステイナブルデザイン特論	2		
		地域再生システム特論	2		
		地域デザイン特論A	1		修了認定に含める ことができる単位 数は2単位までと する。
	地域デザイン特論B				
	地域マネジメント特論A	1			
	地域マネジメント特論B				
	成熟社会デザイン特論	2			
	地域再生学特論	1			
	地域イノベーション特論	1			
	サステイナブルデザイン特論	2			
地域再生システム特論	2				
人間看護学研究科	人間看護学専攻	地域デザイン特論A	1	修了認定に含める ことができる単位 数は2単位までと する。	
		地域デザイン特論B			
		地域マネジメント特論A	1		
		地域マネジメント特論B			
		成熟社会デザイン特論	2		
		地域再生学特論	1		
		地域イノベーション特論	1		
		サステイナブルデザイン特論	2		
地域再生システム特論	2				

注) 「地域デザイン特論A」と「地域デザイン特論B」はいずれかを選択。

「地域デザイン特論B」は「地域デザイン特論A」のweb講義+スクーリング版

「地域マネジメント特論A」と「地域マネジメント特論B」はいずれかを選択。

「地域マネジメント特論B」は「地域マネジメント特論A」のweb講義+スクーリング版